新·府有施設等綠化推進計画 中間評価

平成 28 年4月に策定した「新・府有施設等緑化推進計画」(以下、本計画という。)は、「みどりの風を感じる 大都市・大阪」の実現に向け、府有施設の緑化を率先して推進する必要があるため、大阪府自然環境保全条例 第 31 条第 2 項に基づき策定したものである。

本計画期間は、平成 28 年から平成 37 年(令和7年)度までの 10 年間となっている。 このたび、本計画、第4-1に基づき中間評価を行った。

1. 建築物及びその敷地

○緑化の現状について

緑化すべき施設のうち、緑化基準達成施設は当初計画の515施設から 574 施設となった。これにより緑化基準を達成している施設は 85.5%から 88.3%と、この5年間で 2.8 ポイント増加した。

部局別所管施設と緑化すべき施設数、緑化基準達成施設数、達成率(令和2年度末時点)

	緑化すべき施設数		緑化基準達成施設数		達成率(%)	
部 局 名						
	(A)		(B)		(B)∕(A)	
政策企画部	2	(2)	2	(2)	100.0 (100.0)	
総務部	9	(2)	4	(1)	44.4 (50.0)	
財務部	10	(10)	3	(3)	30.0 (30.0)	
府民文化部	8	(7)	7	(6)	87.5 (85.7)	
福祉部	14	(13)	9	(8)	64.3 (61.5)	
健康医療部	17	(17)	9	(8)	52.9 (47.1)	
商工労働部	9	(9)	5	(5)	55.6 (55.6)	
環境農林水産部	8	(7)	8	(6)	100.0 (85.7)	
都市整備部	25	(29)	25	(28)	100.0 (96.6)	
建築部	273	(249)	268	(246)	98.2 (98.8)	
教育庁	180	(169)	157	(145)	87.2 (85.8)	
警察本部	92	(88)	74	(57)	80.4 (64.8)	
大阪港湾局	3	(-)	3	(-)	100.0 (-)	
計	650	(602)	574	(515)	88.3 (85.5)	

)内の数値は計画策定当初の数値

(緑化基準の達成目標)

達成目標については計画期末において、緑化基準達成率を90%と設定している。

(緑化対象施設の状況)

府及び府が設立した地方独立行政法人が設置又は管理する施設のうち、緑化すべき施設は、計画 当初 の 602 施設から、令和2年度末時点における緑化すべき施設数は 650 施設となった。

2. 都市基盤施設

○緑化の現状について

緑化すべき施設のうち、河川を除くすべての施設で緑化基準を達成した。河川については、93.1%から 99.4%と、この5年間で 6.3 ポイント増加した。

施設別 緑化基準達成施設数及び達成率(令和2年度末時点)

施設		数量を把握する施設	単位	対象数量	達成数量	達成率(%)
		数単で近接する心故	辛祉	(A)	(B)	(B)/(A)
下水道		水みらいセンター	箇所	14	14	100.0
				(14)	(14)	(100.0)
都市公園	50%のもの		箇所	16	16	100.0
				(16)	(16)	(100.0)
	90%のもの	_	箇所	3	3	100.0
				(3)	(3)	(100.0)
道路		歩道	km	237.8	237.82	100.0
		· 少坦	KIII	(241)	(232)	(96.3)
港湾施設		港湾緑地	ha	71.70(79)	71.67(71)	100.0(89.8)
河川			lrm	278.4	276.7	99.4
			km	(274)	(255)	(93.1)

()内の数値は計画策定当初の数値

3. 緑化基準達成に向けて

中間評価を踏まえ、計画期間内での目標達成が見込まれることから、計画見直しは行わず、引き続き、現計画にて府有施設等の緑化の推進に努める。また、緑化基準の達成率向上を図るため、毎年の現況調査 及び目標達成に向けた現地確認の上、必要な調整を行うことにより、緑化基準の目標達成を目指す。